

平成25年10月9日
関東森林管理局

東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について

平成25年3月1日付け「関東森林管理局における建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」をお知らせしたところですが、平成25年10月21日以降入札公告を行う関東森林管理局が発注する福島県内の工事において、次のとおり取り扱うこととします。

なお、個別の取扱いについては、当該入札公告における資格確認申請書の提出先にお問い合わせ下さい。

1. 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

(建設業法施行令第27条第2項)
前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は接近した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分^①を同一の下請け業者で施工する場合も含む)で、かつ、工事現場の相互の間隔が10 km程度^②の接近した場所において同一の建設業者が施工する工事について、発注者が建設業法施行令第27条第2項が適用されると判断した場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとします。

(注: 監理技術者には適用されません。)

問い合わせ先

関東森林管理局
経理課契約適正化専門官(電話027-210-1149)
治山課治山技術専門官(電話027-210-1191)
森林整備課設計指導官(電話027-210-1193)